



沼津市民文化センター職員用端末等賃貸借仕様書

1 基本事項

(1) 調達件名

沼津市民文化センター職員用端末等賃貸借

(2) 目的・効果

ア 目的

この調達は、クラウドサービス型施設予約・チケット販売システムの使用、文書作成、表計算、メール、Web閲覧等の一般的な事務作業に使用する職員用端末機器等を更新し、業務の効率化を図ることを目的とする。

イ 効果

施設利用の受付や予約事務、チケット販売事務の情報化の発展に伴い、機器等に求められる性能が年々高まっている。今後5年間の情報技術の動向を考慮し、必要十分な性能を有する機器等を導入することで、安定的な業務運用及び追加投資の抑制が見込まれる。

(3) 契約

ア 契約種別

公益財団法人沼津市振興公社（以下、「公社」。）は地方自治法第234条の3の規定に準じ、長期継続契約を締結する。

イ 賃貸借期間

賃貸借期間は、令和6年 月 日から令和 年 月 日までの60か月とする。

ウ 設置場所

本調達機器等の設置場所は別紙のとおりとする。詳細は公社と協議して定める。

エ 動産総合保険

本調達機器等の災害、盗難等による損害を回復するために十分な動産総合保険に加入すること。

オ 支払条件

当該月分を翌月請求し、公社は適法な請求書受領後30日以内に支払う。

カ 再リース

公社が本調達機器等の賃貸借期間満了後の再リースを希望した場合は、協議に応じること。

キ 契約書

公社が指定する契約書はないため、賃貸人の様式で作成すること。

(4) 保証

ア 納入期限超過

賃貸借開始日までに本調達機器等を納入できない場合は、速やかにその理由を公社に届け出ること。賃貸人の責に帰す理由により、賃貸借開始日に本調達機器等を利用できない場合は、損害金を支払う、又は代替機器等を提供すること。天災その他賃貸人の責に帰することができない理由による場合は、公社及び賃貸人で協議する。

イ 納入検査

本調達機器等の納入完了後に、公社で納入検査を行う。納入検査の結果、本調達機器等の全部又は一部に不合格品が発見された場合は、直ちに当該機器等を引き取り、その代替機器等を公社が指定した日時までに納入すること。

ウ 契約不適合責任

- ① 納入日から起算して1年以内に本調達機器等が契約の内容に適合しないものであることが判明した場合は、公社の請求により修理し、又は他の正常な機器と引き換えること。また、その契約不適合によって生じた損害を賠償すること。このとき、当該請求を公社が賃貸人の本調達機器等の販売元等に直接できるものとし、公社の請求権の行使に協力すること。
- ② 1年以上の保証期間の明記があるものは、当該期間の保証義務を負うこと。

(5) 秘密保持

ア 守秘義務

本調達を行う上で知り得た沼津市民文化センター運営業務に係る情報は、納入作業中はもとより、それ以後においても、第三者に開示又は漏えいしないこと。

イ 目的外利用の禁止

本調達を行う上で知り得た沼津市民文化センター運営業務に係る情報は、本調達以外の目的で利用しないこと。

(6) 情報セキュリティの確保

本調達を行うに当たり、情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

(7) 法令遵守

以下に示す法令、その他関係法令等を遵守すること。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(8) 第三者への請負

ア 第三者への請負

本調達の全部又は主たる部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。ただし、請け負う業者の名称・住所・請負の業務の範囲・請負の必要性・請負の金額等を記載した書面を事前に公社に提出し承諾を得た場合は、この限りではない。

イ 秘密保持等の継承

第三者に業務を請け負わせる場合は、「(5) 秘密保持」及び「(6) 情報セキュリティの確保」を遵守させること。

ウ 第三者から先への請負

第三者に業務を請け負わせた場合で、請け負った第三者が、さらにその業務の一部を当該第三者以外のものに請け負わせるときは、事前に、その業務の一部を請け負う業者の名称・住所・請負の業務の範囲を記載した書面を公社に提出し、承諾を得ること。

エ 責任の所在

第三者への請負及び第三者から先への請負を行う場合は、請け負った業者の行為に責任を負うこと。

(9) その他留意事項

ア 仕様書未記載事項

本仕様書は、本調達を行う上で最低限必要とする要件を示したものである。したがって、本仕様書に記載されていない事項であっても、本調達を行う上で必要と思われる事項は、公社と協議すること。

イ 例外措置

本仕様書に疑義が生じた場合及び本仕様書により難い事由が生じた場合は、例外措置をとることができる。ただし、独自の解釈によることのないよう公社と協議すること。

2 調達範囲

(1) 納品物

本調達の納品物（以下「本調達機器等」という。）を表1に示す。

表1 納品物一覧

機器	仕様項目	仕様内訳	仕様の参考品	数量
ノート型パソコン	—	表2 ハードウェア要件参照	—	11
チケット発券用プリンタ	—	表3 プリンター要件参照	—	1

(2) ハードウェア要件

本調達機器等のうちノート型パソコンに係るハードウェアの仕様を表2に示す。

表2 ハードウェア要件一覧

形状	ノート型パソコン	
CPU	インテル Core i5 第10世代以上	同等以上
システムメモリ	8GB	同等以上
内蔵ストレージ	暗号化機能付フラッシュメモリディスク (SSD) 256GB	同等以上
インターフェース	RJ-45×1 アナログRGB×1、HDMI×1 φ3.5mmステレオミニジャック×1 USB TypeA: USB3.2×3	同等以上
通信	IEEE802.3 準拠 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 対応 Wake up On LAN 対応 IEEE802.11ax(2.4Gbps)対応、 IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 準拠 Bluetooth V5.1 準拠	同等以上
グラフィック	実装形式: CPU内蔵又はオンボード ビデオメモリ: メインメモリと共有	同等以上
ディスプレイ	形式: LEDバックライト付き TFT カラーレンズ パネルサイズ: 15.6型ワイド 表示機能: 1366×768 ドット以上	同等以上
オーディオ	実装形式: チップセット内蔵 ステレオスピーカー内蔵	
キーボード	JIS配列準拠 (テンキー付き)	
マウス	光学式マウス USB接続 (本体と同一メーカーとすること。)	
電源	ACアダプタ	

バッテリー	リチウムイオンバッテリー	
環境配慮	省エネ法に基づくエネルギー消費効率について、省エネ基準達成率がA以上であること。	同等以上
セキュリティ対策	ワイヤーロックを端末機器本体に取り付けられること。 セキュリティワイヤーを台数分用意すること。	
その他	メーカーで、法人向け製品として製造・販売されていること。 OS が起動しない状況でも利用できるハードウェア診断ツールを備えること。	

表3 プリンター要件一覧

型式	東芝テック製 BV410D-TC02-S チケット仕様	
モデル	フルカッター搭載	
電源	交流 100V±10% 50/60Hz	
印字方法	感熱方式（直接発色）	

(3) ソフトウェア要件

本調達機器等のうちノート型パソコンに係るソフトウェアの仕様を表4に示す。また、表5に示すソフトウェアが支障なく動作すること。

表4 ソフトウェア要件一覧

OS	Windows® 11 pro (64bit)
ブラウザ	Microsoft Edge、Google chrome
その他	Microsoft Office Home and Business 2021

表5 動作必須ソフトウェア一覧

ソフトウェア	メーカー
Adobe Reader DC	アドビ システムズ
Microsoft® 365 Apps for enterprise ※	Microsoft

※施設予約システム、チケット販売システムを導入予定。

3 役務作業

(1) 役務作業

本調達の役務作業を表6に示す。

表6 役務作業一覧

大分類	中分類	小分類	概要
納入	搬入	-	本調達機器等の沼津市民文化センター敷地内への搬入等
	設定	基本設定	OS、文書作成・表計算ソフト、Web ブラウザ等の基本的なソフトウェアのインストール、ライセンス認証等

		独自設定	ネットワーク設定、セキュリティ設定のほか沼津市民文化センター独自の環境で動作するための設定等
	動作検証	-	正常動作の検証等
	設置	-	設置場所への据付、配線等
	調整	-	設置場所での動作確認、調整等
保守	問い合わせ受付	-	障害時等の問い合わせの受付等
	ハードウェア保守	-	ハードウェア障害時の保守等

(2) 役務作業要件

ア 作業費用

「3(1)表6 役務作業一覧」に示す全ての作業の経費を負担すること。具体的には、次の経費をいう。なお、本調達機器等にメーカー等の保証期間がある場合は、保守作業費用は当該保証期間を差し引いて算定すること。

① 納入

搬入費用（養生品・梱包品・機材・車両等の調達を含む）

設定費用

動作検証費用

設置費用

調整費用

② 保守

問い合わせ受付費用

ハードウェア保守費用（部品代、保守要員の訪問費・技術費を含む）

③ 撤去

賃貸借期間終了後、本調達機器等を公社から賃貸人に返却する際の費用

賃貸借期間終了後、本調達機器等に内蔵する電磁的記録媒体に保存されているデータの消去又は破壊する費用

④ その他

納入、保守及び撤去のために、公社・関係業者等との打ち合わせ等の費用

イ 業務等への影響

① 業務への影響

納入作業、保守作業及び撤去作業を行う際は、沼津市民文化センター運営業務及び市民への影響を最小限にすること。

② 調達外機器等への影響

本調達の役務作業で、本調達外で稼働する機器等（以下「調達外機器等」という。）、ネットワーク、システム等に影響を与えた場合は、速やかに対処すること。

③ 既設建物の汚損・破損防止

既設建物を汚損又は破損しないよう細心の注意を払うこと。また、沼津市民文化センター敷地内の構造物及び通路に損傷等の損害を発生させた場合は、修繕費用を負担すること。

ウ 搬入出作業の報告

本調達機器等の搬入出を行う場合は、その一週間前までに搬入出経路を確認し、作業人員、日程及び使用する車両を公社に報告すること。

エ 作業場所

本調達機器等の搬入及び撤去時の一時保管、基本設定、動作検証、保守等の作業は、事前に公社と協議すること。

(3) 納入作業要件

ア 搬入作業

① 搬入

本調達機器等を事前に公社と協議した場所に搬入すること。

② 梱包箱等の撤去

本調達機器等の運用に不要な梱包箱等は撤去すること。

イ 設定作業

① 基本設定

事前に公社と協議した場所で設定を行うこと。ただし、搬入前に指定のウイルス対策ソフトを用いたセキュリティ対策は、セキュリティに配慮した任意の場所で行うことができる。

③ 調達外機器等の設定変更

調達外機器等に設定変更、ツール等のインストールが必要な場合は、公社に情報を提供すること。

ウ 動作検証作業

① 動作検証

沼津市民文化センターネットワーク上で表4及び表5に示すソフトウェアが正常に動作することを確認すること。

エ 設置作業

① 設置

別紙に示す場所に設置すること。

② 配線

本調達機器等に、沼津市民文化センターネットワークに接続するためのUTPケーブルや電源供給に必要な電源ケーブルの配線を行うこと。

オ 調整作業

① 調整

「1(3)ウ 設置場所」に示す場所で次の動作確認を行い、必要に応じて調整すること。

- ・端末へのログイン

- ・デスクトップ上のショートカット確認

- ・既定のプログラムの確認

- ・Microsoft Edge のホームページ設定

- ・Web閲覧

② 設定見直しと見直し後の調整

調整作業中に正常に動作しないことが判明した場合は、設定を見直し、すでに設置した本調達機器等は、再度、調整すること。

(4) 保守作業要件

ア 保守業者の責務

保守体制を構築し、保守業者の責任で確実に保守作業を行うこと。

イ 保守期間

保守期間は、「1(3)イ 賃貸借期間」に準ずる。

ウ 障害対応

障害発生時は、その原因が本調達機器等以外であっても原因の切り分けから対応し、公社及び障害に関連する他の保守業者等と調整・連携し、協力して復旧作業を行う

こと。

エ 言語

保守作業は日本語で行うこと。

オ 問い合わせ受付

① 窓口の統一

本調達機器等に関する公社の問い合わせや、保守作業依頼を一元的に受け付ける問い合わせ受付窓口を設けること。

② 受付時間

問い合わせの受付時間は、平日（沼津市民文化センターの休館日及び土日祝日以外の日）の午前8時30分から午後5時15分までとすること。

③ 受付方法

電話及び電子メールに対応できること。また、受付時間内は、電話によるサポートを随時行うこと。

④ 問い合わせ管理

問い合わせをインシデントとして管理し、収束するまで継続して対応すること。

カ ハードウェア保守

① 正常稼働支援

ハードウェア障害時は、本調達機器等の部品の調達・交換・修理等を行うなど、常時正常な稼動を保証すること。なお、保守期間中は、必要な交換部品を必ず提供すること。

② サービス品質

メーカ等が提供するハードウェア保守サービスに準ずる安定したサポート及び保守サービス品質を維持すること。

③ オンサイトによる対応

オンライン保証期間中、納入物品に異常が発生したときは、納入業者は直ちに機器設置場所に赴き、迅速に修理及び調整を行い、状況に応じて部品交換を行うなど、正常な状態に復旧すること。

④ 機器の再調整・動作検証

ハードウェアを修理又は交換した場合は、必要に応じて据付・調整・設定等の作業を行い、機器が正常に動作することを検証すること。

⑤ ファームウェア更新支援

ハードウェアのファームウェア更新の要否に関する情報を提供すること。

⑥ 内蔵ストレージの障害対応

本調達機器等に内蔵する電磁的記録媒体を交換した場合は、当該電磁的記録媒体に記録された情報の漏出を防止するため、公社と協議した上で適切なセキュリティ対策を行うこと。

(5) 撤去作業要件

ア 本調達機器等の返却

本調達機器等は、賃貸借期間終了後、賃貸人に返却する。

イ 本調達機器等のデータ消去等

本調達機器等の賃貸借期間終了後、本調達機器等に内蔵する電磁的記録媒体に保存されているデータは、データ復元ソフトウェア等を用いても入手できないよう完全に消去又は破壊すること。消去又は破壊する方法は、公社と協議し選択すること。

また、データ消去又は破壊後、報告書を提出すること。

端末等設置場所・設置台数一覧

別紙

機器	設置場所	設置台数
ノート型パソコン	文化センター地下1F事務所	11
チケット発券用プリンタ	文化センター地下1F事務所	1